

広報

# あしや

Garden City Ashiya

No.1162 平成27年 (2015年)

8月15日号 毎月1日・15日発行

発行/  
芦屋市役所(広報国際交流課)  
TEL.0797-31-2121/FAX.0797-38-2152  
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号  
ホームページ  
<http://www.city.ashiya.lg.jp/>  
メールアドレス  
[info@city.ashiya.lg.jp](mailto:info@city.ashiya.lg.jp)



“第37回芦屋サマーカーニバル”が開催されました  
7月25日(土)快晴の下、約94,200人のかたが、緑日やステージ  
を楽しみ、大輪の花火は夏の夜空を盛り上げていました。

### マイナンバー制度に関する問い合わせ窓口

- 内閣府マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178  
\* 外国語対応 ☎0570-20-0291(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)  
いずれも午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- マイナンバーホームページ(内閣官房)  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 芦屋市マイナンバーコールセンター  
☎0570-03-8203(8月17日開設予定)

## マイナンバーでもっと便利に暮らしやすく

問い合わせ 情報政策課 ☎38-2021  
芦屋市マイナンバーコールセンター ☎0570-03-8203(8月17日開設予定)

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するためのものです。

●手続きがより簡単に  
平成29年7月以降、各種申請時に提出する書類が簡素化されます。

●マイナンバー制度の効果  
マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、導入により次のような効果が期待されます。

●マイナンバーが必要な場面  
平成28年1月以降、児童手当など福祉の給付申請・医療保険の手続き・確定申告など税金の手続きの際などに、マイナンバーの記載が必要となります。

●マイナンバーとは？  
10月から住民票をお持ちのかた一人ひとりに12桁の番号(マイナンバー)を通知します。外国籍で住民票のあるかたも対象となります。

●行政事務の効率化  
国や自治体間での情報連携が円滑になるため、行政事務が効率化します。

●社会保障給付の適正な給付  
所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、給付過誤や給付漏れ、二重給付などを防止できます。

●「通知カード」と「個人番号カード」  
10月から、住民票のあるすべてのかたを対象に、住民票の住所地にマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。一度指定されたマイナンバーは原則として生涯変わりませんので、大切に保管してください。

平成28年1月から、申請されたかたに対して、「個人番号カード」の交付が始まります。「個人番号カード」は本人確認の際の身分証明書や、電子証明書を搭載するものです。

※「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上のかたは10回目の誕生日まで、20歳未満のかたは容姿の変化を考慮し5回目の誕生日までとなります。

※個人番号カードのICチップに記録される情報は、券面に記載されている情報と公的個人認証の電子証明書等に限り、税情報等については記録されません。電子証明書の有効期限は5年間です。

### 「通知カード」と「個人番号カード」のイメージ



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります

## 平成27年 第3回 市議会定例会の日程

問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001

平成27年第3回定例会は、8月31日(月)に招集され、10月7日(水)までの日程で開催する予定です。  
傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますのでお確かめの上、ご来場ください。

- 8月28日(金)【議会運営委員会】
- 8月31日(月)【本会議】議案提案説明等
- 9月1日(火)【建設公営企業常任委員会】  
議案・請願の審査等
- 9月2日(水)【民生文教常任委員会】  
議案・請願の審査等
- 9月3日(木)【総務常任委員会】議案・請願の審査等
- 9月8日(火)【議会運営委員会】
- 9月9日(水)・10日(木)【本会議】一般質問等
- 9月11日(金)【決算特別委員会】概要説明
- 9月17日(木)【議会運営委員会】
- 9月18日(金)【本会議】委員長報告・討論・表決等(決算以外)
- 9月28日～30日【決算特別委員会】議案の審査
- 10月6日(火)【議会運営委員会】
- 10月7日(水)【本会議】委員長報告・討論・表決等(決算)



マイナンバー制度における個人情報については、「2面関連記事」に掲載しています。あわせてご覧ください。

※平成28年1月以降、住民基本台帳カードの新規発行は行いません。ただし、平成27年12月以前に発行された住民基本台帳カードについては、有効期間内は引き続きご利用いただけます。

※現在、住民基本台帳カードに格納されている電子証明書は有効期限まで利用できます。

※「個人番号カード」交付時には、住民基本台帳カードおよび「通知カード」を回収させていただきます。

### 通知カードの送付先について

通知カードは住民票の住所地に送付されますが、以下に該当するかたには、現に居住している住所地(居所)に送付できます。8月24日～9月25日までに住所地の市区町村に申請してください。

- 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難して、住所地で通知カードの送付を受けることができないかた。
- DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動して、住所地で通知カードの送付を受けることができないかた。
- 10月5日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれていて、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地で通知カードの送付を受けることができないかた。

※申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。住所の市区町村にお問い合わせください。